平成３０年（フ）第１４７号
埼玉県富士見市上沢１丁目８番18号
債務者　角方千惠子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１４８号
埼玉県ふじみ野市霞ケ丘１丁目４番７棟1104号
債務者　嶋田　　涼
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第６０号
相模原市中央区陽光台４丁目21番５号
債務者　滝口　千佳（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第９３号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目37番19号　カーサデルソル113
債務者　山中　秀夫
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第９７号
相模原市中央区南橋本１丁目７番14号　山寺ビル302
債務者　松浦　有記（旧姓渕上）
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第９８号
相模原市南区相模大野９丁目22番34号　ハイム相模大野202
債務者　佐々木由美子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１０１号
相模原市中央区千代田６丁目12番17―508号
債務者　堀口　貴広
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１０３号
相模原市中央区上溝2469番地１　Ｍ＆Ｍフォレスト１　202
債務者　浦澤　章仁
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１０５号
相模原市中央区相模原１丁目７番18号　リエス相模原１丁目108
債務者　塚本優一郎
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１０６号
相模原市南区相模台６丁目12番14号　コーポフジシン101
債務者　前田　　慧（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１０８号
相模原市南区鵜野森１丁目28番３号　Ｂ１―406
債務者　佐々木圭亮
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１５４号
静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目６番506号
債務者　髙崎　博美
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１５７号
札幌市厚別区厚別中央４条５丁目３番20―102号
債務者　石黒　智哉
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２６８号
札幌市清田区北野１条２丁目８番５―302号
債務者　氏家　光行
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２８８号
札幌市東区北28条東14丁目１番７―101号
債務者　北田　元美
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４０９号
札幌市豊平区月寒西１条４丁目１番30―206号
債務者　川村　有紀
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４２８号
札幌市白石区菊水７条４丁目４番35―503号
債務者　髙橋英娥こと　ＪＵＮ　ＹＯＵＮＧ　Ａ　全　　英娥
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４４８号
札幌市東区北34条東５丁目２番７―102号
債務者　柴垣　美鶴（旧姓大石）
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部